

令和8年度 市民税・県民税申告

収支内訳関係書

(農業所得用)

- ・ 収支内訳書の書き方
- ・ 減価償却制度について
- ・ 収支内訳書

この書類は四日市市のホームページからも印刷できます。
ホームページ

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/index.html>
トップページの「市民の方へ」⇒「税金」⇒「市・県民税」
⇒「申請サービス」⇒「収支内訳関係書(農業所得用)」



四日市市役所 市民税課

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

☎ 059-354-8132

Fax 059-354-8309

E-mail shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

収支内訳書の書き方

収支内訳書の書き方については、税務署資料「収支内訳書(農業所得用)の書き方」より抜粋、編集しています。
収支内訳書の該当する箇所にそれぞれ記入してください。

販売金額	①	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の①の金額を記入します。
家事消費・事業消費金額	②	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の②の金額を記入します。
雑収入	③	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の③の金額を記入します。
農産物の棚卸高	⑤・⑥	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の⑤・⑥の金額を記入します。

○収入金額の明細（裏面）

農産物等の種類品名等	収穫したり、販売した作物などの名称を記入します。 なお、温室やビニールハウス等で収穫したものは、「特殊施設」欄に記入します。
販売金額	前年中の販売金額を記入します。 なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも前年中に販売したものについては、すべて前年分の販売金額になります。
家事消費・事業消費金額	農作物を家事及び事業(雇人費の現物支給など)のために消費した場合に、収穫時の生産者販売価額により計算して記入します。
農産物の棚卸高	収穫時の生産者販売価額により計算して記入します。 なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。
雑収入の内訳	受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補てん金、農作業受託料、事業分量分配金などの名称と金額を記入します。

○必要経費の各科目の具体例等

科 目	具 体 例
雇人費	⑧ 常雇・臨時雇人などの労賃及び賄費
小作料・賃借料	⑨ ①農地の賃借料、②農地以外の土地・建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの共同施設利用料
減価償却費	⑩ 建物、農機具、車両、搾乳牛などの償却費
貸倒れ金	⑪ 売掛金などの貸倒損失
利子割引料	⑫ 事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
租税公課	⑬ ①税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税(土地、建物、償却資産)、自動車税(取得税、重量税を含む)、不動産取得税などの税金 ②水利費、農業協同組合費などの公課 ※所得税及び復興特別所得税、相続税、住民税、国民健康保険料、国民年金保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、料金、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
種苗費	⑭ 種もみ、苗類、種いもなどの購入費用(自給分については、収穫した時の価額によって記入します。)
畜産費	⑮ 子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
肥料費	⑯ 肥料の購入費用
飼料費	⑰ 飼料の購入費用
農具費	⑱ 使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用
農薬衛生費	⑲ 農薬の購入費用や共同防除費
諸材料費	⑳ ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用
修繕費	㉑ 農機具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用
動力光熱費	㉒ 電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費
作業用衣料費	㉓ 作業衣、地下たびなどの購入費用
農業共済掛金	㉔ 水稲、果樹、家畜などに係る共済掛金
荷造運賃手数料	㉕ 出荷の際の包装費用、運賃や出荷(荷受)機関に支払う手数料
土地改良費	㉖ 土地改良事業の費用や客土費用
雑費	㉗ 農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費
農産物以外の棚卸高	㉘ 毎年同程度の規模で作付けをする未収穫農産物や毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す農産物以外の資材については、棚卸しを省略しても差し支えありません。 ㉙ 販売の目的で飼育する牛、馬、豚、鶏などについては、取得価額に年末までの育成費用を加算して記入します。
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	㉚ 収支内訳書裏面の「果樹・牛馬等の育成費用の計算」欄の㉗の金額を記入します。

[少額な減価償却資産について]

使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

[一括償却資産について]

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部または特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合、「㉗償却率または改定償却率」欄に「1/3」と記入します。

《減価償却制度について》

減価償却制度については、「新規取得資産は法定耐用年数経過時点で取得価額の全額(100%)を償却可能とし、既存資産は償却可能限度額(95%)を撤廃する」(平成19年度)や、「耐用年数の変更」(平成20年度)などの改正がありました。

1. 耐用年数の変更（平成20年度税制改正）

平成20年度の税制改正において法定耐用年数が大きく変更され、農業用の「機械および装置」がすべて7年に改正されました。その他果樹なども変更となっています。個人の場合は平成21年分から新しい耐用年数による償却率で償却費を計算します。取得時までさかのぼって計算するわけではありません(法人の場合は、平成20年4月1日以後の開始事業年度より)。

2. 減価償却費制度の改正の概要（平成19年度税制改正）

(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却方法

各年分において前年末までの減価償却費の累積額が償却可能限度額(取得価額の95%に相当する額)に達している場合には、その達した年分の翌年分以後5年間において、下記の算式により計算した金額を減価償却費として償却を行い、1円まで償却することとされました。

【減価償却費の累積額が取得価額の95%に相当する額に達するまでの算式】（従前どおり）

$$(取得価額 - 残存価額) \times 償却率 \times 本年中に事業に使用していた月数 / 12 = 減価償却費$$

※残存価額 = 取得価額 × 残存割合 残存割合 [建物、農機具など‥10%
果樹その他の植物‥5%]

【減価償却費の累積額が取得価額の95%に相当する額に達した場合の算式】(改正)

$$(取得価額 - 取得価額の95%相当額 - 1円) \div 5 \times 本年中に事業に使用していた月数 / 12 = 減価償却費$$

【設例】

取得日：平成19年1月1日 取得価額：1,000,000円 耐用年数：15年

耐用年数15年の償却率(旧定額法) ⇒ 0.066

(事業専用割合は100%とし、取得日から減価償却が終了するまで継続して使用したものとします)

令和4年分において、減価償却費の累積額が償却可能限度額に達していますので、その翌年にあたる令和5年分以降において、5年間の均等償却を行います。

$$(1,000,000円 - 950,000円 - 1円) \div 5 = 10,000円$$

(参考)

(単位：円)

年 分	平成19年分	…	令和3年分	4年分	5年分	6年分	7年分	8年分	9年分
取得価額									
				1,000,000					
期首未償却残高	-	…	168,400	109,000	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000
減価償却費	59,400	…	59,400	59,000	10,000	10,000	10,000	10,000	9,999
期末未償却残高	940,600	…	109,000	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000	1

※未償却残高が1円になるまで償却しますので、令和9年分の減価償却費は、9,999円となります。

(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却方法

減価償却資産の取得価額に、減価償却費が毎年同一となるように、その資産の耐用年数に応じた「定額法の償却率」を乗じて計算した金額を各年分の減価償却費とし、未償却残高が1円になるまで償却します。

【算式】

$$\text{償却の基礎になる金額} \times \text{耐用年数に応ずる定額法の償却率} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$$

※月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

【設例】

取得日:令和7年7月1日 取得価額:100万円 耐用年数:15年 耐用年数15年の償却率(定額法)⇒0.067

(事業専用割合は100%とし、取得日から減価償却が終了するまで継続して使用したものとします)

① 令和7年分の減価償却費の計算 ② 1,000,000円 × ③ 0.067 × ④ 6/12 = ⑤ 33,500円

$$⑥ 33,500円 \times ⑦ 100\% = ⑧ 33,500円$$

<令和8年度収支内訳書(農業所得用)「減価償却の計算」欄の記載例>

減価償却資産の名称等 (緑延資産を含む)	面積 または 数量	取得 (成熟) 年月	① 取 得 価 額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用 年数	③ 償却率 または 改定償却率	④ 前年中の 償却期間	⑤ 前年分の 普通償却費 (②×③×④)	⑥ 特別償却費	⑦ 前年分の 償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業専用割合 (⑦×⑨)	⑨ 前年分の 必要経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未 償却 残 高 (期 末 残 高)
木造倉庫	50m ²	7・7	1,000,000円	1,000,000円	定額	15年	0.067	6/12	33,500円	0円	33,500円	100%	33,500円	966,500円

② 令和8年分以後の減価償却費の計算 1,000,000円 × 0.067 × 12/12 = 67,000円

未償却残高が1円になるまで償却します。

3. 農林業用の主な減価償却資産の耐用年数表 (抜粋)

建物

構造・用途	細目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	倉庫用、作業場用のもの(一般用)	15
木骨モルタル造のもの	倉庫用、作業場用のもの(一般用)	14
れんが造・石造・ブロック造のもの	倉庫用、作業場用のもの(一般用)	34

車両・運搬具

構造・用途	細目	耐用年数
	自動車(2輪・3輪自動車を除く)	
一般用のもの	小型車(総排気量が0.66リットル以下のもの)	4
	貨物自動車(ダンプ式のものを除く)	5

機械・装置

設備の種類	細目	耐用年数
農業用設備		7
林業用設備		5

減価償却資産の償却率表

耐用年数	平成24年4月1日以後取得				耐用年数	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得				耐用年数	平成19年3月31日以前取得			
	定額法 償却率	200%定率法				定額法 償却率	250%定率法				旧定額法 償却率	旧定率法 償却率		
		償却率	改定償却率	保証率			償却率	改定償却率	保証率					
2	0.500	1.000	—	—	2	0.500	1.000	—	—	2	0.500	0.684		
3	0.334	0.667	1.000	0.11089	3	0.334	0.833	1.000	0.02789	3	0.333	0.536		
4	0.250	0.500	1.000	0.12449	4	0.250	0.625	1.000	0.05274	4	0.250	0.438		
5	0.200	0.400	0.500	0.10800	5	0.200	0.500	1.000	0.06249	5	0.200	0.369		
6	0.167	0.333	0.334	0.09911	6	0.167	0.417	0.500	0.05776	6	0.166	0.319		
7	0.143	0.286	0.334	0.08680	7	0.143	0.357	0.500	0.05496	7	0.142	0.280		
8	0.125	0.250	0.334	0.07909	8	0.125	0.313	0.334	0.05111	8	0.125	0.250		
9	0.112	0.222	0.250	0.07126	9	0.112	0.278	0.334	0.04731	9	0.111	0.226		
10	0.100	0.200	0.250	0.06552	10	0.100	0.250	0.334	0.04448	10	0.100	0.206		
11	0.091	0.182	0.200	0.05992	11	0.091	0.227	0.250	0.04123	11	0.090	0.189		
12	0.084	0.167	0.200	0.05566	12	0.084	0.208	0.250	0.03870	12	0.083	0.175		
13	0.077	0.154	0.167	0.05180	13	0.077	0.192	0.200	0.03633	13	0.076	0.162		
14	0.072	0.143	0.167	0.04854	14	0.072	0.179	0.200	0.03389	14	0.071	0.152		
15	0.067	0.133	0.143	0.04565	15	0.067	0.167	0.200	0.03217	15	0.066	0.142		
16	0.063	0.125	0.143	0.04294	16	0.063	0.156	0.167	0.03063	16	0.062	0.134		
17	0.059	0.118	0.125	0.04038	17	0.059	0.147	0.167	0.02905	17	0.058	0.127		
18	0.056	0.111	0.112	0.03884	18	0.056	0.139	0.143	0.02757	18	0.055	0.120		
19	0.053	0.105	0.112	0.03693	19	0.053	0.132	0.143	0.02616	19	0.052	0.114		
20	0.050	0.100	0.112	0.03486	20	0.050	0.125	0.143	0.02517	20	0.050	0.109		
21	0.048	0.095	0.100	0.03335	21	0.048	0.119	0.125	0.02408	21	0.048	0.104		
22	0.046	0.091	0.100	0.03182	22	0.046	0.114	0.125	0.02296	22	0.046	0.099		
23	0.044	0.087	0.091	0.03052	23	0.044	0.109	0.112	0.02226	23	0.044	0.095		
24	0.042	0.083	0.084	0.02969	24	0.042	0.104	0.112	0.02157	24	0.042	0.092		
25	0.040	0.080	0.084	0.02841	25	0.040	0.100	0.112	0.02058	25	0.040	0.088		

令和8年度 市民税・県民税申告用
収支内訳書（農業所得用）

令和 年 月 日

住 所		業 種 名		事 務 所 所 在 地	
フリガナ 氏 名		農 園 名		氏 名 (名称)	
		電 話 番 号		電 話 番 号	

(自 月 日 至 月 日)

科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)
収入金額	販 売 金 額	①	経費	修 繕 費	⑯
	家事消費・事業消費金額	②		動 力 光 熱 費	㉔
	雑 収 入	③		作 業 用 衣 料 費	㉚
	小 計 (①+②+③)	④		農 業 共 濟 掛 金	㉘
	農産物の棚卸高	期 首 ⑤		荷 造 運 費 手 数 料	㉗
		期 末 ⑥		土 地 改 良 費	㉙
	計 (④-⑤+⑥)	⑦			㉚
	雇 人 費	⑧			㉛
	小 作 料・賃 借 料	⑨			㉜
	減 価 償 却 費	⑩			㉝
経費	貸 倒 金	⑪		雜 費	㉞
	利 子 割 引 料	⑫		農 產 物	期 首 ㉖
	租 稅 公 課	㉗		以 外 の 棚 卸 高	期 末 ㉘
	種 苗 費	㉘		経 費 から 差し引く果樹牛馬等の育成費用	㉙
	素 畜 費	㉙		小 計 (㉗~㉙までの計-㉖-㉘)	㉚
	肥 料 費	㉚		経 費 計 (㉘~㉚までの計+㉚)	㉛
	飼 料 費	㉛		専 従 者 控 除 前 の 所 得 金 額 (㉗-㉛)	㉕
	農 具 費	㉜		専 従 者 控 除	㉖
	農 藥 衛 生 費	㉝		所 得 金 額 (㉕-㉖)	㉗
	諸 材 料 費	㉞	(㉗)のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額		

○雇人費の内訳

氏名・住所 または作業名	日数 延日	現 金 現 物	合 計	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
			円	円
その他(人分)				
計			(8)	

○小作料・賃借料の内訳

支 払 先 の 住 所・氏 名	小 作 料、 賃 耕 料 等 の 別	面 積・数 量	支 払 額
		a·kg	円

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
(歳)		月
(歳)		
(歳)		
(歳)		
	延べ	従事月数

○前年中における特殊事情

--

○収入金額の明細

○減価償却費の計算

○果樹・牛馬等の育成費用の計算（販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。）

果樹・牛馬等 の名稱	取得・生産 ・定植等 の年月日	イ 前々年から の繰越額	育成費用の明細					ト 前年中に成熟した ものの取得価額	チ 翌年度への 繰越額 (イ+ヘ-ト)	ロ、ハ、ホの欄の 金額の計算方法
			ロ 前年中の種苗費・ 種付料・素畜費	ハ 前年中の肥料・ 農薬等の投下費用	二 小計(ロ+ハ)	ホ 育成中の 果樹等から 生じた収入金額	ヘ 前年に取得価額に 加算する金額 (二-ホ)			
		円	円	円	円	円	円	円	円	
計					ラ					